

(案)

夜間景観のあり方について

平成31年3月 日
大阪市都市景観委員会

はじめに

都市景観委員会は、今後の景観施策のあり方についての答申（平成28年3月30日）において、「夜間景観の形成」について取り組みの必要性を提言しました。

大阪市は、この答申を踏まえ、平成29年3月に大阪市景観計画を変更しました。この景観計画では、景観施策の展開の方向性として夜間景観の形成を位置付けるとともに、地域の特性に応じた夜間景観の形成に向けた景観計画区域の景観形成方針及び定性的な景観形成基準を定めましたが、夜間景観を演出するための具体的な考え方や方策を定めていないことから、平成29年10月1日に景観形成推進方策検討部会を設置し、夜間景観の形成についてより具体的な施策展開に向けた検討を行うこととなりました。

本書は、大阪市におけるこれまでの夜間景観に関わる施策を整理し、現状と特性を明らかにしたうえで、今後の夜間景観の形成に向けた基本方針や大阪らしい夜間景観のあり方について、提言するものです。

【参考】今後の景観施策のあり方について（答申）平成28年3月30日 p12 抜粋

⑥夜間景観の形成

- ・ 地域の特性に応じた夜間景観の形成を誘導していくとともに、特に重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策と連携しながら橋梁や護岸をはじめとする公共施設等のライトアップなどによる演出を図っていくことが望ましい。

目 次

第1章 大阪市の夜間景観の現状	1
1 大阪市における夜間景観形成の意義	1
2 大阪市のこれまでの取り組み	2
3 大阪市の夜間景観の現状と特性	3
(1) 俯瞰するあかり	
(2) 水辺のあかり	
(3) 界隈のあかり	
(4) 個のあかり	
4 夜間景観施策の現状	4
第2章 大阪市の夜間景観形成の基本的な考え方	6
1 夜間景観形成の目標と基本方針	6
(1) 夜間景観形成の目標	
(2) 夜間景観形成の基本方針	
2 夜間景観形成の取り組みの方向性	6
(1) 地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導	
(2) 地域との協働による夜景づくりの推進	
(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発	
(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり	
(5) 夜間景観形成に関わる他分野の施策との連携	
第3章 今後の夜間景観施策の展開の方向性	8
1 地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導と夜景づくりの推進	8
(1) 地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導	
(2) 地域との協働による夜景づくりの推進	
2 景観に関する市民や事業者の意識の啓発	9
3 様々な専門家等と連携した効果的な施策の展開	10
第4章 大阪らしい夜間景観施策の展開に向けて	11
1 わかりやすい施策体系	11
2 景観施策の戦略的な展開と進捗管理	11
3 地域主導の景観まちづくりとの協働	11
(参考) 都市景観委員会での検討経過	12
大阪市都市景観委員会名簿	14

第1章 大阪市の夜間景観の現状

1 大阪市における夜間景観形成の意義

- ・夜間景観は、光を活用・抑制することにより光でまちを演出し、昼間とは異なる夜景の形成により、風格のある都市の魅力を高めるものである。
- ・美しい夜景は観光都市・大阪の魅力の一つであり、特に、水面に映る夜景は水都大阪を象徴し、大阪らしい夜間景観となっている。
- ・現在、官民一体で取り組む『光のまちづくり推進委員会』により、『大阪光のまちづくり 2020 構想』を掲げ、中之島（大川・堂島川）や水の回廊でのライトアップなど光の都市軸として光景観を創出してきており、今後も継続した取り組みが望まれる。
- ・また、大阪市の景観形成の目標である『都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む 大阪らしい景観をつくる』を達成するためには、昼間の景観だけでなく、魅力ある夜景を形成することで都市への愛着や誇りを醸成することも重要である。
- ・こうした点に鑑みたとき、大阪市にとっての夜間景観の形成の意義は、以下のように考えることができる。

①都市の風格の向上

- ・都市の顔となる空間において象徴的な夜間景観の形成に取り組むことにより、人々を魅了するフォトジェニックな光景観を演出するなど、大都市としての風格を高める。

②観光や交流の活性化による都市の活力の創出

- ・地域の持つ様々な特徴をいかした夜間景観の形成により地域の個性を際立たせ、大阪を訪れる多くの人々を惹きつけ、夜間における人々のアクティビティを活性化するなど、観光や交流の活性化による活力の創出を促進する。

③地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

- ・人々の景観への意識を高め、主体的に夜間景観の形成に関わることにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進する。

④豊かな生活環境の形成

- ・身近な都市空間において、夜間景観の形成に取り組むことにより、地域の特性に応じた快適な光や環境に優しい光を誘導するなど、日常の生活空間の魅力を高め、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進する。

2 大阪市のこれまでの取り組み

- ・大阪市では、明治 20 年に大阪電灯株式会社が設立され、劇場や料亭などを対象に道頓堀をはじめとする南地で最初の電気供給が行われ、その後の普及により『夜景』が誕生した。
- ・明治 36 年に開催された第 5 回内国勧業博覧会で、『日本最初のイルミネーション』が実施された。
- ・大正 15 年に開催された電気大博覧会では新しい建築照明（フラッド・ライティング）が取り入れられ、夜間照明は直接光から間接光の時代へと変化した。
- ・昭和初期には、電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及した。また、『京都大阪神戸 明かりの名所』が刊行（照明学会）されると、商業地区の夜景、イルミネーションが公共的な価値を有する景観として認知され、大阪市内各所に『光の名所』が誕生した。
- ・夜間景観の形成に関わる大阪市の施策導入は、昭和 58 年にライトアップ大阪計画を実施したことが、始まりとなる。
- ・平成 2 年に策定された大阪市総合計画 21 では、『「光の演出」により都市の魅力を高める』とし、平成 7 年には大阪市景観形成基本計画を作成、同年、世界夜景会議を大阪市で開催した。
- ・平成 9 年に大阪市夜間景観基本方針を、平成 11 年には夜間景観整備指針を策定し、『「まちの明かり」を考える』パンフレットを作成した。
- ・平成 16 年には、「光のまちづくり企画検討委員会」により、官民協働による光のまちづくりを推進する「光のグランドデザイン」を策定した。
- ・現在は、光のまちづくり推進委員会により、「水と光の首都大阪」を実現するため、「大阪光のまちづくり 2020 構想」に基づき、官民協働による光のまちづくりを推進している。

主な夜間景観形成の経緯

明治 20 年 (1887 年)	大阪電灯株式会社 設立
明治 22 年 (1889 年)	電気の供給(道頓堀をはじめとする南地を配電区域とした)
明治 26 年 (1893 年)	電灯利用者が 1 万人を突破
明治 36 年 (1903 年)	第 5 回内国勧業博覧会 開催 (今宮・天王寺界隈)
明治末年～大正初期	新世界ルナパーク、通天閣、千日前楽天地など新しい娯楽施設が開業
大正 15 年 (1926 年)	電気大博覧会 開催 (港区八幡町・天王寺公園)
昭和初期	電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及
昭和 8 年 (1933 年)	『京都大阪神戸 明かりの名所』刊行 (照明学会)
昭和 58 年 (1983 年)	ライトアップ大阪計画の実施
平成 7 年 (1995 年)	世界夜景会議の開催、景観形成基本計画の策定
平成 11 年 (1999 年)	夜間景観整備指針の策定、『「まちの明かり」を考える』パンフレット作成、配布

平成 16 年（2004 年）	光のグランドデザインの策定
平成 21 年（2009 年）	大阪光のまちづくり 2020 構想の策定
平成 26 年（2014 年）	御堂筋沿道建築物のデザイン誘導制度の策定
平成 29 年（2017 年）	大阪市景観計画の変更

3 大阪市の夜間景観の現状と特性

- ・大阪市の夜間景観は、全国に先駆けた新しい試みにより誕生し、官民協働による取り組みにより現在の夜間景観が形成されている。
- ・その特徴は、中・遠景で捉えた市街地のあかりを高所から広域に捉える夜景「俯瞰するあかり」、水面に映る夜景「水辺のあかり」、一定の地区や通りの夜景「界隈のあかり」、ランドマークとなる特徴的な建物や橋梁などの単体施設の夜景「個のあかり」が典型的である。
- ・中之島界隈では、水都大阪を代表する景観が形成されつつあり、橋梁や護岸のライトアップが水面に映える景色は、魅力的な夜間景観となっている。
- ・都心部では、緊急整備地域の指定により高層建築物の建築が活発化するなど、周辺の夜間景観に大きな変化を与える施設が各所で見受けられる。
- ・臨海部では、2025 大阪・関西万博や I R など大規模な開発が予定されており、大阪の新たなランドマークとなる都市景観が形成されることが想定される。
- ・こうした状況を踏まえ、大阪らしい夜間景観を形成していくことやより魅力的なものにしていくため、様々な主体と協働した取り組みが求められている。

（1）俯瞰するあかり

- ・平坦な地形が多い大阪市にあっては、高低差のある地形が特徴的な上町台地にある天王寺七坂から西側の市街地を俯瞰することができるが、俯瞰できる市街地の範囲は限られている。
- ・その他、市内に点在する高層ビルからの夜景については、有料展望台や高層ビルに設けられたロビー階からの夜景などがあるが、これまで景観施策としての取り組みは行っていない。
- ・市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜間景観については、行政による景観施策としての関わり方や、具体的な取り組みのあり方を検討していくことが求められる。

（2）水辺のあかり

- ・中之島界隈や水の回廊では、水の都を象徴するうるおいのある景観が形成されており、官民の連携による橋梁や護岸のライトアップ、水都大阪の様々なイベントなどが実施され、魅力的な夜間景観が一定程度形成されている。
- ・一方、海辺では、港大橋がライトアップされているものの、これらの取り組みに対し視点場の情報発信などが不十分である。

- ・「橋梁や護岸のライトアップ」など、中之島界隈や光の回廊の現在の取り組みを充実させるとともに、「水際のあかり」や「水面に映るあかり」といった夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められる。

(3) 界隈のあかり

- ・中之島や御堂筋における光のまちづくり推進委員会の取り組み、御堂筋デザインガイドラインによる景観誘導、三休橋筋におけるガス灯と沿道の近代建築のライトアップなどと連携した取り組みによる夜間景観があり、いずれも一定の効果をあげている。
- ・道頓堀周辺では、道頓堀川を中心とした繁華街や商店街など多様な界隈が連坦し、個性的なファサードの建物により夜間においてもぎわいのある景観が形成されている。
- ・照明により演出された一定の地区や通りにおける夜間景観については、一定の地区や通りにおける現在の取り組みを充実させるとともに、まとまりのある市街地や繁華街でエリアマネジメントとも連携し、夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められる。
- ・公共施設整備などの担当部局が実施する夜間景観との関連が深い施策と連携し、夜間景観をより魅力的なものにしていくことが求められる。

(4) 個のあかり

- ・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた景観資源が船場や上町台地をはじめ、市域全域に点在している。大阪城天守閣や船場の近代建築のライトアップなど、特徴のある建築物等のライトアップは広がりつつあるものの、取り組みは限られている。
- ・照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜間景観については、ライトアップの対象となる景観資源の抽出や、演出の取り組みを促進するための方策を検討し、夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められる。
- ・公共照明においても、周辺施設との一体的なライトアップとなるよう道路照明灯のグレア対策を実施し、夜間景観をより魅力的なものにしていくことが求められる。

4 夜間景観施策の現状

- ・現行の大阪市景観計画においては、景観施策の展開の方向性として夜間景観の形成を位置付けるとともに、地域の特性に応じた夜間景観の形成に向けた景観計画区域の景観形成方針及び定性的な景観形成基準を定めている。

- ・一方、特に重点的な景観形成を図っていく地区における夜間景観を演出するための具体的な考え方や方策を定めておらず、取り組みが不十分なものとなっていることから、夜間景観の形成についてより具体的な施策展開に向けた検討が求められる。
- ・また、新たな技術によるファサード演出に対応した景観協議の枠組みがないため、夜間景観の形成に関する誘導が不十分なものとなっている。

第2章 大阪市の夜間景観形成の基本的な考え方

1 夜間景観形成の目標と基本方針

(1) 夜間景観形成の目標

- ・大阪市における夜間景観形成の意義は、大都市としての風格を高めること、観光や交流の活性化による活力の創出を促進すること、地域に対する愛着や誇りを醸成し個性あるまちづくりを促進すること、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進することが考えられ、これらは本市における景観形成の意義と同じである。
- ・そのため、大阪市景観計画において定める景観形成の目標を夜間景観形成の目標とし、市民や事業者との協働により実現していくこととする。

(2) 夜間景観形成の基本方針

- ・夜間景観形成の基本方針は、夜間景観形成の目標を実現していくためのより具体的な内容としていくことが必要である。
- ・市域全域で安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくりを行うとともに、大阪らしい夜間景観の4つのテーマに沿って、光景観の演出により都市のイメージを高めることや、地域の特性をいかした夜間照明の演出により個性を際立たせた夜間にぎわいづくりについて、市民や事業者との協働により推進していくことを夜間景観形成の基本方針とする。

2 夜間景観形成の取り組みの方向性

- ・夜間景観の形成に関わるこれまでの取り組みや夜間景観の現状と特性を踏まえ、夜間景観形成の目標と基本方針に沿って、以下の方向性により夜間景観形成の取り組みを展開していくことが望ましい。
- ・なお、これまでに策定された夜間景観基本方針や夜間景観整備指針の基本的事項については、平成29年度に変更された景観計画に一部継承されているが、今後の取り組みについても、その考え方を継承する方向で検討していくことが望ましい。

(1) 地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導

- ・市街地の景観に与える影響が大きい大規模な建築物や土木構造物については、夜間照明や屋外広告物についても、きめ細やかな誘導を行っていくべきである。
- ・都市の顔となる場所や、水と緑が豊かな潤いのある場所など、特徴的な景観を有する地域においては、地域の特性をいかした重点的な景観形成を公民とともに推進することにより、夜間景観の魅力を高めていくべきである。
- ・周辺と比べてボリュームが大きくなる面的整備の対象地区では、夜間景観の形成についても協議を求め、印象的な顔づくりを誘導していくべきである。
- ・地域特性に応じた夜間景観の形成を誘導していく他、特に重点的な景観形成を

図っていく地区では橋梁や護岸をはじめとする公共施設等のライトアップによる演出を図るとともに、道路や公園等の夜間照明は落ち着いた雰囲気のものとするため、温かみのある色とすることが望ましい。

(2) 地域との協働による夜景づくりの推進

- ・市域の各地で景観形成に関わる地域主導のまちづくりの取り組みが進められており、こうした取り組みの中で夜間景観の形成を促進していくことが望ましい。
- ・地域の夜間特性にいかした夜景づくりを進めるため、地域景観づくり協定制度を活用するなど、景観まちづくり活動への支援を行っていくべきである。

(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- ・光景観の演出によってフォトジェニックな（写真映えする）ポイントとなっている場所を情報発信するなど、景観に興味をもってもらう仕掛けづくりを行い、様々な機会をとらえて良好な景観形成に関する市民や事業者の理解を深めるよう、景観に関する意識の啓発を行っていくべきである。

(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

- ・夜間景観形成の取り組みを推進するため、景観や建築、照明デザインといった様々な立場の専門家と連携しながら、幅広い観点から施策を総合的に展開していくための体制を整備していくべきである。

(5) 夜間景観形成に関わる他分野の施策との連携

- ・夜間景観の施策展開にあたっては、観光、屋外広告物指導、公共施設整備などの担当部局や光のまちづくり推進委員会などの関係機関が実施する、夜間景観との関連が深い施策と効果的に連携するなど総合的な取り組みを進めるべきである。

第3章 今後の夜間景観施策の展開の方向性

夜間景観施策の展開にあたっては、主要な視点場・視対象を明示するとともに、景観計画との連動を軸としながら、景観読本やガイドライン等で補完し、また他分野の施策との連携により強化することで、市内各所に名所をつくり、建築物等の誘導と地域主導のまちづくりによる夜景づくりの推進を図っていくべきである。

また、新たな技術に対応するべく景観協議の枠組みを設け、創造的な景観を創りだすことが望まれる。

1 地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導と夜景づくりの推進

- ・景観法の活用を軸としながら、他分野の施策との連携をより強化するなどにより、地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導と夜景づくりの推進を図る。

(1) 地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導

①建築物等の誘導

- ・大規模建築物や高架道路・鉄道、橋梁、護岸等の大規模土木構造物は、市域の景観形成に与える影響が大きい。
- ・また、平成29年に景観計画に位置づけられた重点届出区域の各地区は、これまで景観施策として実施してきた建築美観誘導地区や景観形成地域であり、平成17年に廃止された美観地区の精神が引き継がれている。そのため長い年月をかけて街路沿道や水辺沿川に良好な景観がまとまって形成されている。
- ・そのため、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎える雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成を誘導できるよう、景観形成方針や基準等を詳細化するなど、景観計画の充実を図ることが望ましい。
- ・また、景観形成方針や基準等について、市民や事業者にわかりやすく解説するため、光による景観づくりの考え方やライトアップの方法など、夜間景観ガイドラインを作成するなど、景観読本の充実を図ることが望ましい。

②屋外広告物の規制誘導

- ・特に都心部においては、電照看板など夜間に際立つ広告物が数多く見られる。また屋外広告物の対象とならない、ガラスの内側に設置されるデジタルサイネージなどが増えつつあり、夜間景観に与える影響は小さくない。そのため、これらの広告物が夜間景観の形成において阻害要因とならないよう、国や他の都市の動向も踏まえながら、景観計画の充実を図ることが望ましい。

③公共空間の景観形成

- ・道路や公園等の公共空間の照明灯について、地域性に応じた色温度の基準等を示すことで公民連携による夜間景観の形成を図ることが望ましい。

④大規模な面的開発に合わせた夜間景観の誘導

- ・市街地再開発事業や都市再生特別地区等、形態制限等を緩和して計画される

大規模建築物等については、周辺と比べ大規模となることから地域のランドマークとなることが想定される。そのため、計画の初期の段階で夜間景観の形成の観点も踏まえた検討書の作成を求めてることで、効果的な夜間景観の誘導を図っていくべきである。

⑤新たな技術への対応

- ・近年デジタル技術が発達し、メディアファサードといった建築物の表面にLEDなどの光源を設置し、色や明るさに変化を持たせることで、動的な変化や映像を創り出す照明演出を行う建築物が増えており、まちなみの景観に対して与える影響は小さくない。今後ますます普及することが想定されるため、特に重点的に景観形成を図っていく地区における建築物の動向に注視し、メディアファサードへの対応について検討していく必要がある。
- ・プロジェクトマッピングの実施について国が規制緩和を進めていることから、今後はその動向に注視し、現行の一時広告の枠組みの見直しについて、迅速に対応できるよう検討を進める必要がある。

(2) 地域との協働による夜景づくりの推進

- ・夜間照明は、建築物等の新築後も刻々として変化するため、行政の景観誘導には限界がある。そのため、地域景観づくり協定制度を活用するなど、地域主導の景観まちづくりの取り組みの中で、地域の個性ある夜間景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援することが望ましい。

2 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- ・景観形成の担い手である市民や事業者の景観に対する意識を高めていくため、様々な機会をとらえて啓発を行うとともに、ICTを活用した情報発信を行うなど、景観施策を身近に感じられる取り組みを進めることが必要である。

①夜間景観の情報発信

- ・魅力的な夜間景観の情報を発信することにより、観光客等の来訪者の増加につなげるとともに、都市のイメージを高める印象的な顔となるよう、シビックプライドの醸成を図っていく必要がある。

②都市景観資源等の活用

- ・全区において都市景観資源の発掘・登録が実施されたことから、今後はこれら資源の活用を重点的に進める必要がある。登録された資源の中には、既にライトアップされているものも多く見られるため、今後は、それらのPRを積極的に進めるなど、フォトジェニックなポイントとして情報発信を進めることが望ましい。

③啓発施策の展開

- ・市民や事業者が身近な市街地のまちなみを目向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントの開催や、夜間照明の基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動を支援するなど、幅広い取り組みを検討していくことが必要である。

3 様々な専門家等と連携した効果的な施策の展開

- ・夜間景観施策を効果的に展開していくため、行政だけではなく様々な専門家と連携した取り組みを進めていくことが望ましい。

①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

- ・大阪市都市景観委員会（デザイン部会）など専門家等に対してアドバイスを求める仕組みを活用するなど、市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、夜間景観の形成を効果的に実施・運用していくとともに、新たな技術に対応できる景観協議の枠組みづくりが望まれる。

②光のまちづくり推進委員会との連携

- ・光のまちづくり推進委員会で作成した技術指針を活用するなど、建築物の効果的な照明方法や、不快な光を作らない方法を市民や事業者に示し、魅力的な夜間景観の形成を推進することが望まれる。

③景観整備機構の活動の充実

- ・景観まちづくりの支援や普及啓発事業など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構を活用することが望ましい。

第4章 大阪らしい夜間景観施策の展開に向けて

大阪市における今後の夜間景観の施策は、以下の点に配慮しながら展開していくべきである。

1 わかりやすい施策体系

- ・大阪市において夜間景観形成に取り組む意義を改めて明確にした上で、夜間景観形成の方針や計画を定め、景観計画と連動させるなど、市民や事業者にとってわかりやすい枠組みとすることが望ましい。

2 官民の適正なパートナーシップによる地域の景観まちづくりの推進

- ・夜間景観は日々変化するものであり、行政との協議等を踏まえて実施したとしても行政がもつ枠組みだけでその変化に対応することは難しい。
- ・今後、様々な地域のエリアマネジメント組織や地域活動協議会を含めた地域組織の取り組みと協働しながら、夜間景観のあり方について、**公共が先導的な役割を担い**、地域組織によるルールづくりやルールの運用などを含めた検討を進めることが望ましい。

3 景観施策の戦略的な施策展開と進捗管理

- ・夜間景観施策の展開にあたっては、他施策の取り組みや今後の開発動向などを考慮して効果的に施策を実施することが重要である。このことから、まずは先行検討エリアを選定し、具体的な取り組みについて検証のうえ、市域全域へフィードバックするなど、実情に応じた施策展開につなげることが望ましい。

① 社会情勢等に応じた戦略的な施策の展開

- ・景観形成は都市の景観に関わる人々の価値観や、都市開発・建築活動に関わる社会情勢などとも関わりが深いことから、これらの変化にも対応しながら施策効果の発現性なども考慮し、適宜、景観計画を見直すなど戦略的な展開を行っていくことが求められる。
- ・また、近年の技術革新に伴い、建築物等のファサードを活用した光景観の演出が多様化していることから、周辺との調和に捉われない創造的な景観を誇導することが求められる。

② 景観施策の進捗管理

- ・夜間景観施策の展開にあたっては、予め内容に応じたロードマップを作成し、それらの成果や効果を把握しながら施策の評価を行うとともに、必要に応じ、適宜見直しを行うなど、P D C Aサイクルに基づき施策の進捗管理を行っていくことが求められる。
- ・具体的な施策展開にあたっては、2025 大阪・関西万博など社会情勢等に応じて戦略的な施策展開を進め、SDGs の達成に貢献するとともに、定期的に施策

をチェックし、内容を深化させていくなど、適切な進捗管理を行っていくことが望ましい。

(参考) 大阪市都市景観委員会及び景観形成推進方策検討部会の検討経過

平成 28 年 3 月 30 日	<u>今後の景観施策のあり方について</u> (都市景観委員会 答申) ・今後の景観施策の展開の方向性として、地域の特性に応じた夜間景観の形成を誘導、特に重点的な景観形成を図っていく地区における演出を図っていくことが望ましいと提言
平成 29 年 3 月 31 日	<u>大阪市景観計画 変更</u> (平成 29 年 10 月 1 日施行) ・地域の特性に応じた夜間景観の形成に向けた景観形成方針及び基準を定める
10 月 1 日	景観形成推進方策検討部会の設置
11 月 16 日	<u>第 1 回方策部会</u> ・大阪市において夜間景観を形成する意義、ねらい ・施策展開の対象となるエリアの夜間特性について
平成 30 年 1 月 12 日	<u>方策部会現地調査</u> (大阪城公園周辺、夕陽丘、中之島等) ・施策展開の対象となるエリアの現状について
3 月 20 日	<u>第 2 回方策部会</u> ・大阪市における夜間景観の現状と課題 ・大阪らしい夜間景観が形成されているエリアについて ・施策効果・誘導効率が高いと考えられるエリアの抽出、先行検討エリアの選定
7 月 19 日	<u>第 3 回方策部会</u> ・夜間景観施策の実績と検証について ・夜間景観の形成の意義と目標、基本方針について ・夜間景観のあり方について (素案)
8 月 31 日	<u>第 4 回方策部会</u> ・先行検討エリアにおける施策展開の方向性について ・夜間景観のあり方について (素案) ・景観読本の更新 (案) について
9 月 27 日	<u>第 55 回委員会</u> ・夜間景観のあり方について (素案) 中間報告

10月24日

第5回方策部会

- ・先行検討エリアにおける施策展開（案）
- ・大阪市における施策展開の方向性について
- ・夜間景観のあり方について（案）

平成31年2月8日

第6回方策部会

- ・大阪市における施策展開（案）
- ・夜間景観のあり方について（案）

3月11日

第56回委員会

- ・夜間景観のあり方について（案）

大阪市都市景観委員会 名簿

第9期（平成28年11月20日～平成30年11月19日）

阿部 昌樹	大阪市立大学大学院 法学研究科 教授
岡田 昌彰	近畿大学 理工学部社会環境工学科 教授
加賀 有津子	大阪大学大学院 工学研究科 教授
加我 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
嘉名 光市	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授
長町 志穂	LEM 空間工房 代表取締役（京都造形芸術大学客員教授、京都工芸繊維大学・京都精華大学非常勤講師）
委員長 橋爪 紳也	大阪府立大学 観光産業戦略研究所 所長 大阪市立大学 都市研究プラザ 客員教授
橋寺 知子	関西大学 環境都市工学部建築学科 准教授
松岡 聰	近畿大学 建築学部建築学科 教授
山納 洋	大阪ガス(株) 都市魅力研究室 室長

景観形成推進方策検討部会 名簿

阿部 昌樹	大阪市立大学大学院 法学研究科 教授
加我 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
嘉名 光市	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
長町 志穂	LEM 空間工房 代表取締役（京都造形芸術大学客員教授、京都工芸繊維大学・京都精華大学非常勤講師）
部会長 橋爪 紳也	大阪府立大学 観光産業戦略研究所 所長 大阪市立大学 都市研究プラザ 客員教授

大阪市都市景観委員会 名簿

第10期（平成30年11月20日～）

岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部建築学科 教授
岡田 昌彰	近畿大学 理工学部社会環境工学科 教授
加賀 有津子	大阪大学大学院 工学研究科 教授
加我 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
嘉名 光市	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
小谷 真理	同志社大学 政策学部 准教授
長町 志穂	LEM 空間工房 代表取締役 (京都造形芸術大学客員教授、 京都工芸繊維大学・京都精華大学非常勤講師)
委員長 橋爪 紳也	大阪府立大学 観光産業戦略研究所 所長 大阪市立大学 都市研究プラザ 客員教授
福原 和則	大阪工業大学 ロボティクス&デザイン工学部空間デザイン学科 教授
藤田 香	近畿大学 総合社会学部 教授
松岡 聰	近畿大学 建築学部建築学科 教授

景観形成推進方策検討部会 名簿

加我 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
嘉名 光市	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
小谷 真理	同志社大学 政策学部 准教授
長町 志穂	LEM 空間工房 代表取締役 (京都造形芸術大学客員教授、 京都工芸繊維大学・京都精華大学非常勤講師)
部会長 橋爪 紳也	大阪府立大学 観光産業戦略研究所 所長 大阪市立大学 都市研究プラザ 客員教授

